

NPO法人新認定制度について

平成23年5月24日
全国知事会

NPO法人の新認定制度については、全国知事会として平成23年2月26日付けで要請文を提出するなど、この間、NPO議員連盟及び内閣府等と協議を進めてきたところである。

協議においては、地方の意見も取り入れられ改善されてきた点もあるが、改善点が急遽変更されるなど、現在示されている案には今なお危惧される点がある。

今後の詳細設計等において反映していくべき指摘事項を含め、下記のとおり申し入れる。

記

I 意見

1 国税庁との連携

一定の双方向の連携規定は盛り込まれているが、詳細な活動内容を把握しなければ適切な監督業務ができないため、地方税法第63条に準じ、監督事務の担当職員に認定法人の法人税関係書類の閲覧権を与えること。

2 仮認定に関する経過措置

仮認定の導入は、設立されて間もない法人に対するスタートアップ支援としての特例的な措置であるにもかかわらず、本経過措置では対象となる法人が設立5年未満のNPO法人から全てのNPO法人へ拡大されている。

このことは、市民公益税制PT報告書や税制改正大綱での「設立当初の活動支援」という趣旨から逸脱しており、再考すること。

3 財源措置

財源措置の方法を早期に明らかにすること。

また、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や、整備予定のNPO法人の活動に関するデータベースに係る費用を適切に見込むなど、事務移管に見合う適切な総額を措置すること。

その際、普通交付税の不交付団体に配慮すること。

4 地方の意見の反映

今回の事務移譲は、国税に関することを地方に委ねるという点で画期的なことであるが、それだけに国と地方の緊密な連携が重要である。今後、制度の詳細を詰めるに当たっては、十分地方と協議し、その意見を反映すること。

また、運用開始後も、法改正を含め、運用実態に応じて修正を随時加えていくこと。

II 指摘事項

1 自治事務としての裁量権

自治事務として、地方に広い裁量権を付与すべきである。

2 会計基準

NPO法人の財務諸表は、法人の自主的判断で作成されている。認定・監督事務が的確に行えるよう、活動や運営の実態をわかり易く示す財務諸表の作成を義務付ける適切な会計基準を地方移管までに策定するなど、本日設置された「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」において、地方の意見を十分反映すべきである。

3 認定法人数等の政府見込みの公表

制度改正に伴い政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すべきである。

4 条例個別指定に関する国の関与

「寄附金控除対象法人の条例による個別指定」（条例本体に法人の名称・所在地を明記）については、条例での個別指定が都道府県による認定を経て国税にも影響を及ぼしうるものであるため、条例による個別指定を求めるとのことであるが、現在国が認定を告示で行っていることも踏まえ、具体的な議決内容は地方議会の判断に委ねるべきである。

5 条例個別指定によるPST要件免除の影響

平成23年度改正事項である「条例個別指定によるPST（パブリック・サポート・テスト）要件の免除」規定は、新法案によって平成24年度以降都道府県に認定事務が移管された後は、従たる事務所の存する自治体の条例指定により、主たる事務所の状況に関係なくPST要件が免除され、主たる事務所の存する都道府県は、PST要件の審査を行うことなくNPO法人の認定を行うこととなる。従たるものと主たるものとの関係も明記せず、このような規定を設けることについて、認定の的確性の点から危惧を表明する。